

指定居宅介護支援事業所管理者 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部 介護保険課)

令和 7 年度前期分特定事業所集中減算に係る書類作成及び提出について (通知)

標記について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 1 2 老企 3 6) 第三 1 0 により、全ての居宅介護支援事業所は、判定期間中において作成したケアプランのうち、対象となるサービスのいずれかについて、紹介率最高法人の割合が 8 0 % を超えた場合、正当な理由の有無に関わらず、市長に書類を提出することとされています。

つきましては、今回通知の添付資料をよく確認され、様式 1 及び様式 2 を作成してください。さらに、紹介率最高法人の割合が 8 0 % を超えた場合は、当課までご提出ください。

提出された書類のうち、正当な理由の有無を当課において審査し、その結果については後日通知します。

記

1. 今回通知の添付資料

- ・別紙 1 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の取り扱いについて
- ・別紙 2 特定事業所集中減算 Q&A
- ・様式 1 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (提出用兼保存用)
- ・様式 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (正当な理由があり、その件数を除外して再計算する場合)
- ・参考様式: 内訳計算書

2. 作成及び提出書類

- ・様式 1 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (提出用兼保存用)
※ 必要事項が記載されていれば、他の様式を利用することも可能です。
- ・様式 2 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (正当な理由があり、その件数を除外して再計算する場合)
※ 別紙 1 の「正当な理由⑤または⑥」に該当する事業所のみ作成してください。
- ・8 0 % を超えて、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料も添付してください。

※確認資料については、別紙 1 をご覧ください。

3. 判定期間

令和 7 年度前期 (令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月サービス提供分)

4. 提出期限

令和 7 年 9 月 1 6 日 (火) 必着

※ 提出期限後の提出は、その後の結果の判定に影響を及ぼす可能性もありますのでご注意ください。

5. 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム 宛

6. 届出様式のホームページ掲載場所

久留米市公式ホームページ<<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>>→トップページ下段の「組織からさがす」→「健康福祉部介護保険課」→「申請書」→「7-3. 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算届出書」

7. 留意事項

- (1) 各サービスの紹介率がいずれも80%以下の場合は、書類の提出は不要です。(作成した書類は、事業所で**5年間保存**してください。運営指導等で確認します。)

ただし、「正当な理由5または6」に該当する利用者を算定件数から除外したこ

とで80%以下となった場合は、書類の提出が必要です。

- (2) 新規指定や休止または廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、提出不要です。

【お問い合わせ先】

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム 田中
TEL 0942-30-9247
FAX 0942-36-6845